

「指定通所介護」重要事項説明書

事業者名 社会福祉法人 立花福祉会
事業所名 デイサービスセンター梅花園

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4078300060号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 立花福祉会
(2) 法人所在地 福岡県八女市立花町下辺春 5460 番地 1
(3) 電話番号 0943-37-1611
(4) 代表者氏名 理事長 山 口 茂 春

(5) 設立年月 平成 4年 8月12日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成12年3月10日指定
福岡県指定 第4078300060号

※ 当事業所は『特別養護老人ホーム梅花園』に併設されています。

※ 当事業所は、以下の加算対象サービスを実施しています。

①入浴介助

(2) 事業所の目的 居宅の要介護者並びに家族への支援
(3) 事業所の名称 デイサービスセンター 梅花園
(4) 事業所の所在地 福岡県八女市立花町下辺春 5460番地1
(5) 電話番号 0943-37-1611
(6) 事業所長（管理者）氏名 井上 憲一郎
(7) 当事業所の運営方針 身体が虚弱な在宅の高齢者に対して、通所により各種サービスを図るとともにご家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。
(8) 開設年月 平成12年 4月 1日
(9) 利用定員 30人

(10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防通所介護]	平成18年 4月 1日指定	福岡県 4078300060号
[介護老人福祉施設]	平成12年 3月10日指定	福岡県 4078300052号
[短期入所生活介護]	平成12年 3月10日指定	福岡県 4078300052号
[介護予防短期入所生活介護]	平成18年 4月 1日指定	福岡県 4078300052号
[認知症対応型共同生活介護]	平成17年10月17日指定	福岡県 4078300169号
[居宅介護支援事業]	平成12年 2月 1日指定	福岡県 4078300045号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 八女市、広川町、筑後市、久留米市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日営業）
受付時間	8:30～17:40
サービス提供時間	9:15～16:30

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び指定介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 員	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 看護職員	2名	1名
4. 機能訓練指導員	1名	1名
5. 介護職員	3名	4名
6. 管理栄養士	(1名)	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 生活相談員	勤務時間 8:30～17:40 ☆原則として1名の生活相談員が勤務します。
2. 介護職員	勤務時間 8:30～17:40 ☆原則として4名の介護職員が勤務します。
3. 看護職員	勤務時間 8:30～17:40 ☆原則として1名の看護職員が勤務します。
4. 機能訓練指導員	月曜日～土曜日 8:30～17:40

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

☆加算サービスについては、利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、居宅サービス計画に、沿い、事業所と利用者で協議したうえ

で通所介護計画に定めます。

<サービスの概要>

☆共通的サービス

①食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。）

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況、及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ お弁当をご持参いただくことも可能です。その場合には、あらかじめ事業所に申し出てください。

(食事時間) 12:00～13:00

②排泄

- ・ ご利用者の排泄介助を行います。

③送迎サービス

- ・ ご契約者のご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の1割を追加料金としてご負担いただきます。

①入浴介助

- ・ ご利用者の入浴介助を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴ができます。

<サービス利用料金(1回あたり)>（契約書第7条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（別紙サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額

を変更します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回あたり 500円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要する場合には交付いたします。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日に金融機関口座から自動引き落としいたします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4)利用の中止、変更、追加(契約書第8条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出ください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望す

る期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について(契約書第21条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	デイサービスセンター梅花園
(担当者)	水田 恵美子
(職名)	生活相談員
○苦情解決責任者	デイサービスセンター梅花園
(担当者)	井上 憲一郎
(職名)	管理者
○受付時間	随 時
	電話番号 0943-37-1611
	F A X 0943-37-1612

また、苦情受付ボックスをデイサービスセンター内に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

福岡県国民健康保険団体連合会	福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7800 FAX 092-642-7852
福岡県介護保険広域連合	福岡県福岡市博多区千代4丁目1-27 電話番号 092-641-2432 FAX 092-643-7055
八女市八女地域包括支援センター	福岡県八女市本町647 電話番号 0943-23-2545 FAX 0943-30-1505
八女市役所 立花支所 市民生活福祉課 生活福祉係	福岡県八女市立花町原島95-1 電話番号 0943-23-4933 FAX 0943-22-3512
筑後市役所 市民生活部 高齢者支援課 介護保険サービス担当	福岡県筑後市山ノ井898 電話番号 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119
八女市役所 介護長寿課 介護サービス係	福岡県八女市本町647 電話番号 0943-23-2545 FAX 0943-30-1505
八女市東部地域包括支援センター	福岡県八女市黒木町今1314番地1 電話番号 0943-42-1119 FAX 0943-42-0172

福岡県介護保険広域連合 柳川・大木・広川支部	福岡県柳川市三橋町正行 431 電話番号 0944-75-6301 FAX 0943-75-6340
---------------------------	--

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
デイサービスセンター梅花園

説明者職名 _____ 氏名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 _____

氏名 _____

代筆 _____

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- (2) 建物の延べ床面積 98, 55 m²
- (3) 事業所の周辺環境 デイサービスセンター梅花園は兼松団地より徒歩8分梅林に囲まれた閑静な環境にあります。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

4名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

1名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

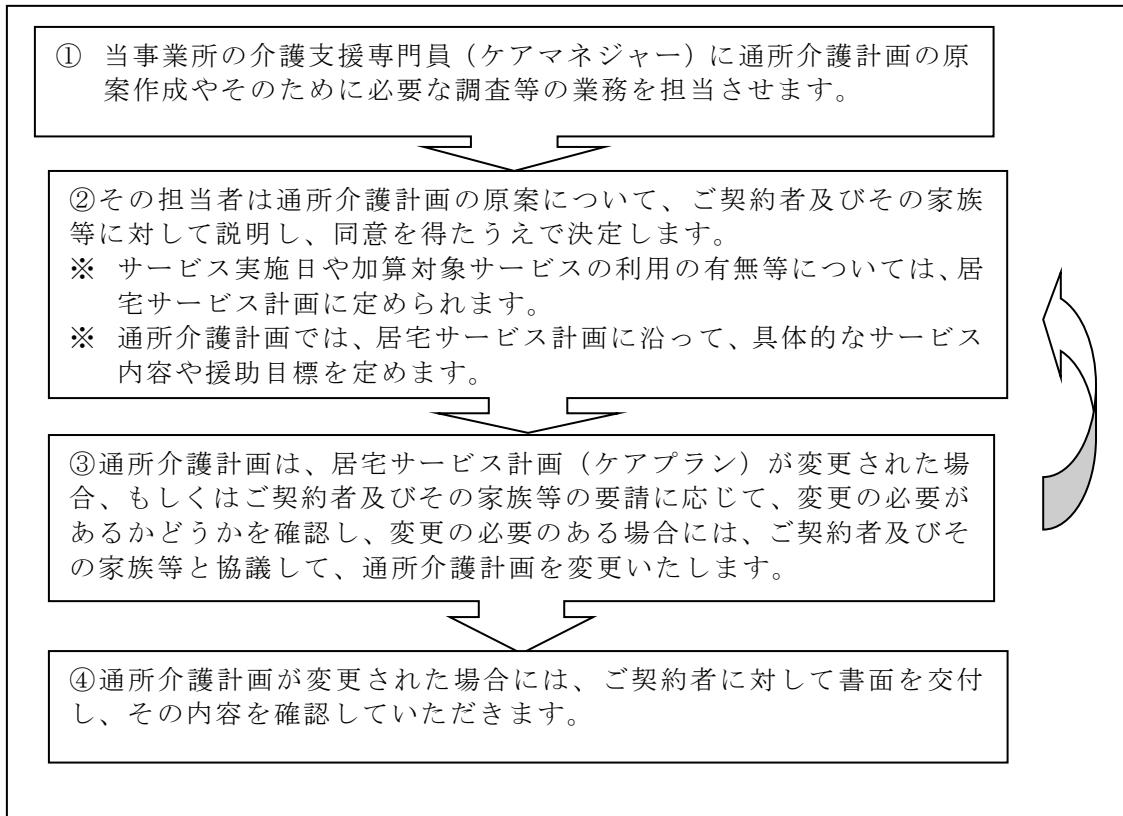
1名の機能訓練指導員を配置しています。

管理栄養士…昼食の献立及び栄養ケアを担当します。

(1名) の管理栄養士(兼務)を配置しています。

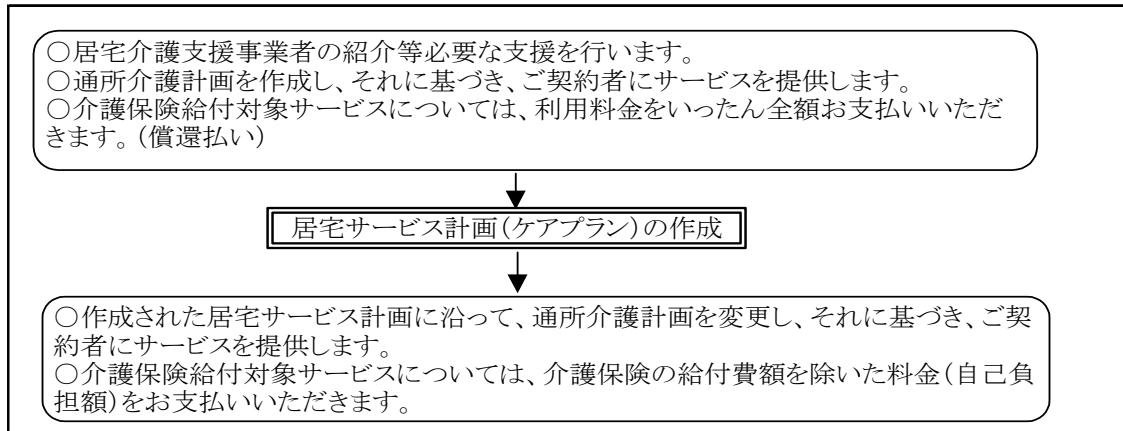
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

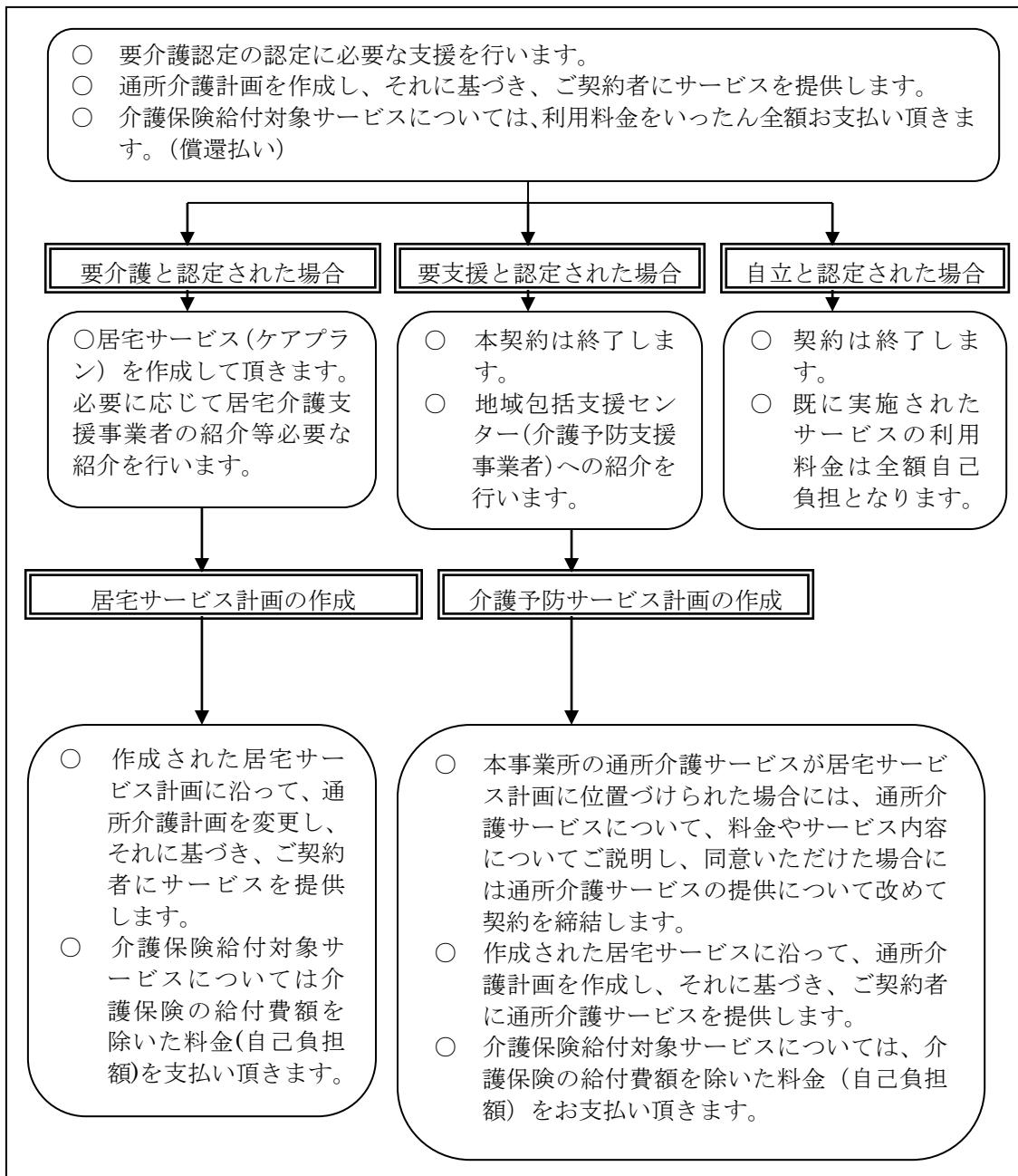


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じ

ます。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

- ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただかず、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上（※最低3か月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者的心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. 第三者による評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	[2.なし]		